

令和2年度予算概算決定の概要 (輸出促進関連)

食料産業局 輸出促進課

【全体版】

農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化…………… 1

【個別事業】

＜1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設＞
司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設…………… 3

＜2 輸出手続の迅速化＞
輸出環境整備推進事業…………… 5
国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業…………… 6
我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証…………… 7
水産物のHACCP対応関係…………… 8
有害化学物質・微生物リスク管理等総合対策事業委託費…………… 9
農産物・加工食品の安全性向上措置の検証…………… 10
植物防疫所の検疫事業費…………… 11
戦略的監視・診断体制整備推進事業委託費…………… 12

＜3 輸出を行う事業者に対する支援＞
グローバル産地づくりの強化…………… 14・15
日本発の水産エコラベル普及推進事業…………… 16
食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備…………… 17
強い農業・担い手づくり総合支援交付金等…………… 18
水産基盤整備事業＜公共＞…………… 19
浜の活力再生・成長促進交付金…………… 20

＜4 海外需要の創出・拡大・商流構築＞
戦略的なマーケティング活動の強化…………… 22
日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業…………… 23
食によるインバウンド対応推進事業…………… 24
高付加価値木材製品輸出促進事業…………… 25
水産バリューチェーン事業…………… 26

＜5 知的財産の流出防止、食産業の海外展開等＞
地理的表示保護制度活用総合推進事業…………… 28
農業知的財産保護・活用支援事業…………… 29
植物品種等海外流出防止総合対策事業…………… 30
日本発食品安全管理規格策定推進事業…………… 31
JASの制定・国際化調査委託事業…………… 32
海外農業・貿易投資環境調査分析事業…………… 33
食品産業グローバル展開推進事業…………… 34
インフラ輸出技術利活用検討調査事業…………… 35
中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業…………… 36
安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業…………… 37

農林水産物・食品の政府一体となった輸出力強化

<対策のポイント>

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等に基づき、農林水産省への司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設、輸出手続の迅速化、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づくグローバル産地づくりの強化、輸出向けHACCP等対応施設の整備、海外需要の創出・拡大・商流構築等を行うことで、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の全体像>

1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設【12億円】

- ・ 輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化のためのシステム構築
- ・ 海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化
- ・ 輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等

2 輸出手続の迅速化【15億円、50億円の内数】

- ・ 国・自治体の証明書発給・検査業務の体制整備や民間の登録認定機関の活用支援
- ・ 生産海域等モニタリング、残留物質等モニタリング支援
- ・ FAMICによる登録認定機関の適合調査（FAMIC運営費交付金）
- ・ 既存添加物等申請、インポートトランス申請支援
- ・ 我が国の農産物の輸出に有利な国際的植物検疫処理基準の確立・実証
- ・ 輸出促進に資する動植物検疫

3 輸出を行う事業者に対する支援【19億円、425億円の内数】

- (1) グローバル産地づくりの強化
 - ・ GFPグローバル産地形成 ・ 国際的認証取得等支援
 - ・ 輸出先国の植物検疫条件等を満たす農産物の生産支援
- (2) 輸出向け施設の整備（ハード）
 - ・ 食品産業に対する輸出向けHACCP等対応施設の整備（食料産業・6次産業化交付金）
- (3) 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ・ 輸出事業計画の認定を受けた事業者に対する日本政策金融公庫による長期低利融資

4 海外需要の創出・拡大・商流構築【29億円、8億円の内数】

- JFOODOによる戦略的プロモーション、JETROによる輸出総合サポート、事業者・団体の取組支援、食によるインバウンド対応の推進等
- ・ 海外需要創出等支援対策事業
 - ・ 食によるインバウンド対応推進事業

5 知的財産の流出防止、食産業の海外展開等【20億円】

- (1) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応等
 - ・ 植物品種等の海外流出防止
 - ・ 農業知的財産管理支援機関による知財管理
 - ・ 地理的表示(GI)の保護
 - ・ JFS国際化、JAS制定・国際化
- (2) 食品事業者の海外進出支援
- (3) 輸出拡大に関する研究開発・技術実証

ポスト1兆円に向けた更なる輸出拡大を目指す

1 司令塔組織（農林水産物・食品輸出本部）の創設

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出促進を担う司令塔組織を農林水産省に創設します。輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化のためのシステム構築、海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化、輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等を実施します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. 輸出に必要な証明書の申請・交付のワンストップ化のためのシステム構築

723百万円

輸出のために必要な証明書（衛生証明書、放射性物質検査証明書、自由販売証明書等）について、申請者がワンストップで申請から証明書の受け取りまで可能となるよう、利便性の高い一元化システムの構築を含めた体制を整備します。

2. 海外の食品安全等の規制に関する相談窓口の一元化

88百万円

輸出先国の規制内容や証明書申請等に関する輸出意欲のある事業者からの相談に、蓄積した過去の相談内容を活用しながら一元的に対応できる体制を整備します。

3. 輸出先国が求めるデータ収集や課題対応のための調査等

348百万円

政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、外国政府の規制担当行政官の我が国への招へい等を実施します。（輸出環境整備推進事業）

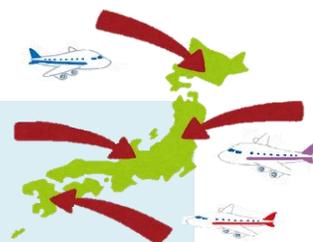
<事業の流れ>



<事業イメージ>



一元化システムの構築



規制に関する情報収集



司令塔組織の創設



科学的データ等の収集・分析



相談窓口の一元化

2 輸出手続の迅速化

輸出環境整備推進事業

<対策のポイント>

検査機関等の対応の迅速化、輸出先国の食品安全に関する規制への対応の強化のための取組を強力に推進するとともに、自ら輸出環境の整備に取り組む事業者を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. 輸出手続の迅速化

316百万円

輸出に必要な証明書の発給や施設の認定手続の迅速化のため、都道府県、登録認定機関等における、研修の実施等による体制の強化、検査信頼性向上に資する認証取得、検査機器の導入等を支援します。

2. 生産段階での食品安全確保への対応強化

1,037百万円

- 事業者による輸出環境課題の解決に向け、
 - ①生産海域等モニタリング
 - ②畜産物輸出に係る残留物質等モニタリング検査
 - ③既存添加物等の安全性を示すデータ収集
 - ④インポートトレランス申請
 - ⑤輸出施設のHACCP等認定支援（手引書作成やタイ向け青果物輸出に係る検査官の招へいや梱包施設等の認証取得支援、インドネシア向け青果物輸出に係る残留農薬等検査支援等）など、輸出環境の整備に自ら取り組む事業者を支援します。
- 我が国の農産物の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立・実証を実施します。
- 水産加工場等のEU・HACCP認定施設に対する定期監視等を実施します。
- 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルスについての養殖海域の衛生管理）の検証・普及を推進します。

<事業イメージ>



研修会開催等の支援



検査やモニタリングの支援



手引書作成の支援



安全性データ収集の支援

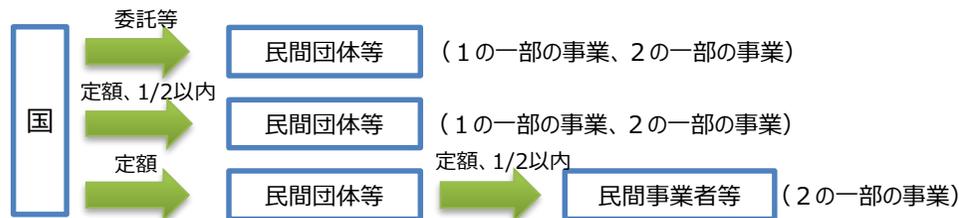


梱包施設等の
認証取得支援



輸出検査への対応支援

<事業の流れ>



<対策のポイント>

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関してはウイルスも対象にした養殖管理が国際社会のスタンダードになる可能性を踏まえて、我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域の衛生管理）を検証・普及します。

<政策目標>

- 国産二枚貝の安全性を向上させるため、国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及

<事業の内容>

<事業イメージ>

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

51（-）百万円

細菌やウイルスによる食中毒を未然に防止するため、清浄な養殖海域で安全なカキ等の二枚貝を生産し、国内外に供給していきます。

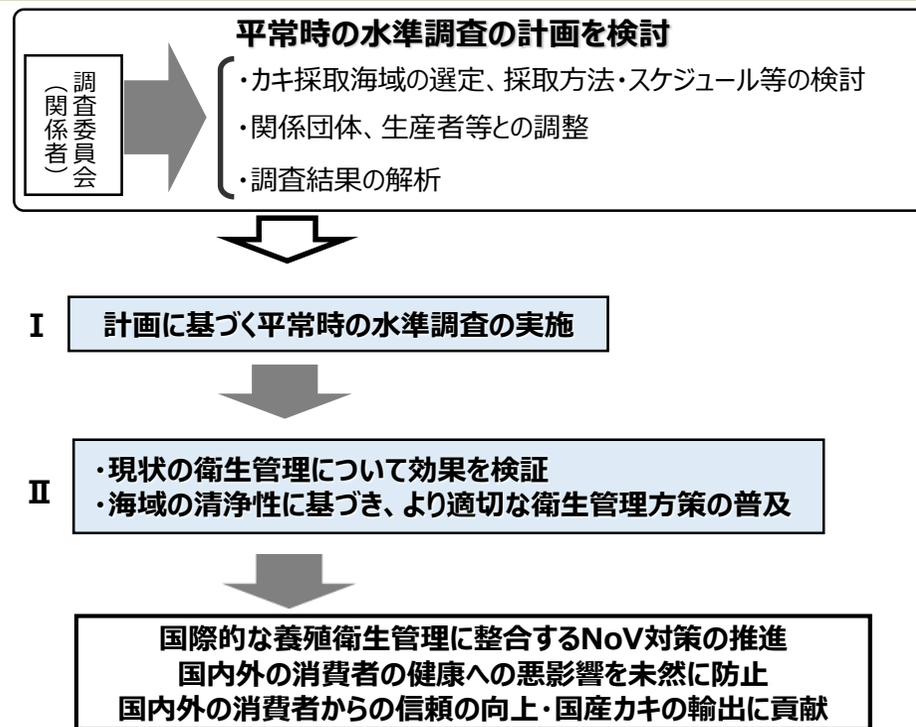
このため、養殖海域や、そこで養殖されたカキのNoV清浄性について実態を調査し、科学的なデータに基づいて、養殖衛生管理の向上を図ります。

- 国内のカキ生産地と連携し、国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）を調査します。[I]

[I]で得られた情報をもとに、

- 現状の衛生管理を検証し、食中毒ウイルスにも効果的な養殖衛生管理方策を普及します。[II]

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、養殖衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）



<事業の流れ>



生産海域における科学的・客観的な衛生管理の推進

【お問い合わせ先】消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

<対策のポイント>

我が国の農産物の輸出に有利な殺虫処理基準が早期に国際基準として採用され、輸出解禁・条件緩和が進むことにより、輸出拡大に資するとともに、今後の国際的な基準策定を我が国がリードして行います。

<政策目標>

- 検疫協議に要する期間の約3割短縮（平均9年→6年）による輸出拡大
- 我が国の輸出に有利な検疫処理基準の確立による輸出拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準の確立、実証

- 輸出相手国が侵入を警戒する重要害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際植物防疫条約事務局と連携の下、本技術の国際基準化を推進します。

2. 輸出植物検疫協議の迅速化

- 輸出植物検疫協議の迅速化のため、収穫後の殺虫処理ではなく、生産から流通の過程における、園地管理等の産地が取り組みやすい複数の措置の組合せによる検疫措置案の調査・実証を行います。

<事業の流れ>



我が国に有利な国際的検疫処理基準の策定

・国際基準に採用された処理技術で、世界各国の条件をクリア



輸出植物検疫協議の迅速化

・生産から流通の過程での検疫措置を組み合わせた検疫措置案の調査・実証により、二国間協議を迅速化



農産物の輸出拡大に貢献

農林水産物・食品の輸出環境の整備のうち水産物のHACCP対応関係

【令和2年度予算概算決定額 170百万円】

HACCPに基づく衛生管理に関する研修・現地指導や生産海域等のモニタリング、また、対EU・HACCP認定施設の指導・監視等を行います。

○生産段階での食品安全確保への対応強化

① 生産海域等モニタリング体制整備
(モニタリング経費)

○輸出向け施設認定の迅速化

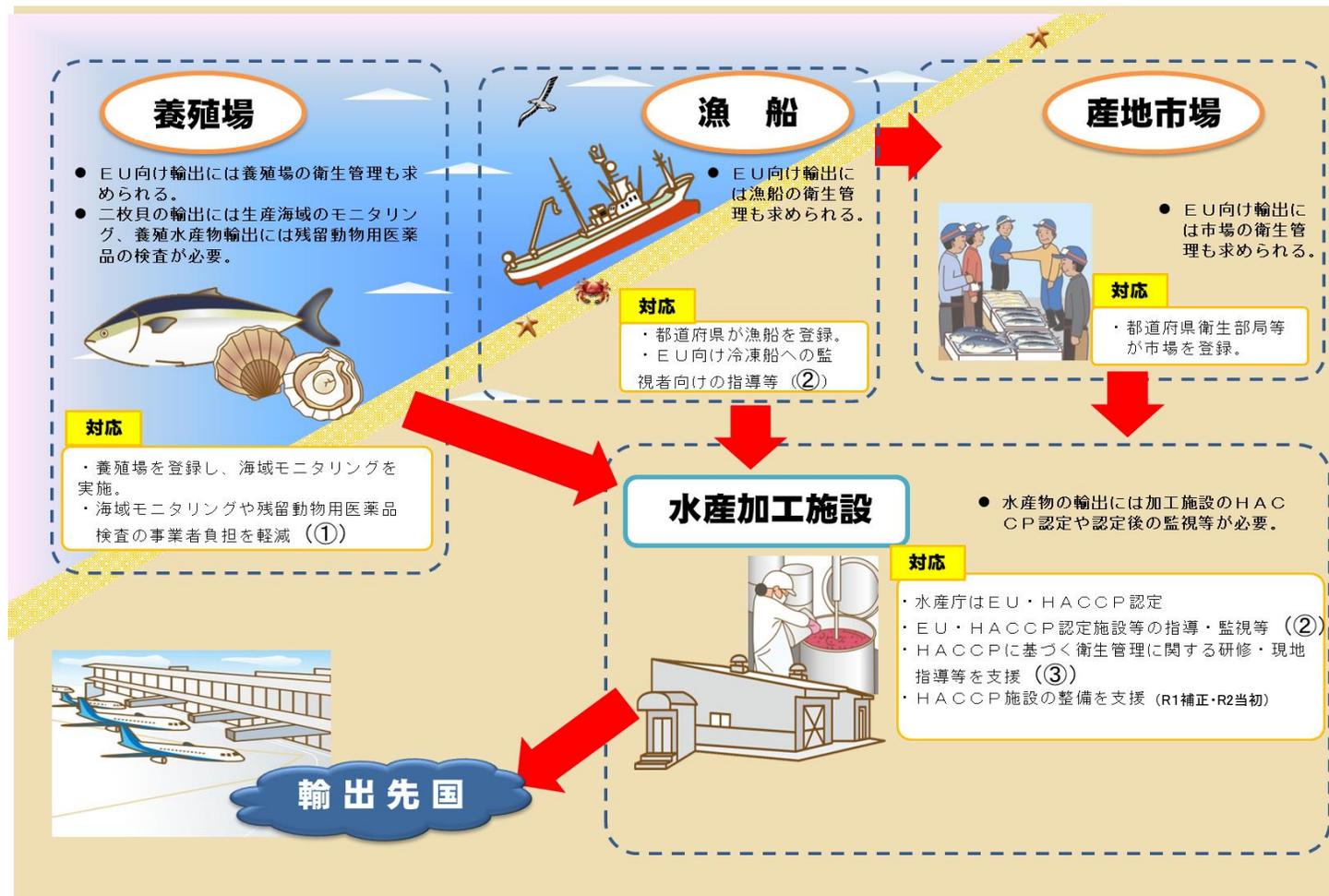
② EU・HACCP認定施設等指導・監視
(荷口検査・定期監視、指導ガイドライン等経費等)

③ HACCP認定加速化支援
(研修会,現地指導,指導員育成費)

補助率:①1/2以内
②委託費
③定額、1/2以内

事業実施主体：
民間団体等

交付先：
国 ⇒ 事業実施主体



＜対策のポイント＞

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、策定した低減対策等の効果検証を推進**します。加えて、新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、**新たな分析法の導入等**を実施します。

＜政策目標＞

- 国産食品の安全性を向上させるため、特定の**有害化学物質の摂取量が許容範囲を超えないように抑制**
- 国産食品の安全性を向上させるため、特定の**有害微生物による汚染防止・低減を目的とする衛生管理の実施割合を増加**

＜事業の全体像＞

1. 微生物リスク管理基礎調査事業 74（77）百万円

2. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業 94（96）百万円

（1. 2ともに以下の事業を実施）

- 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。[Ⅰ]
- 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。[Ⅱ]
- 策定した**汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。[Ⅲ]
- 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入**や**分析に必要な標準試薬の作製**を行います。[Ⅳ]

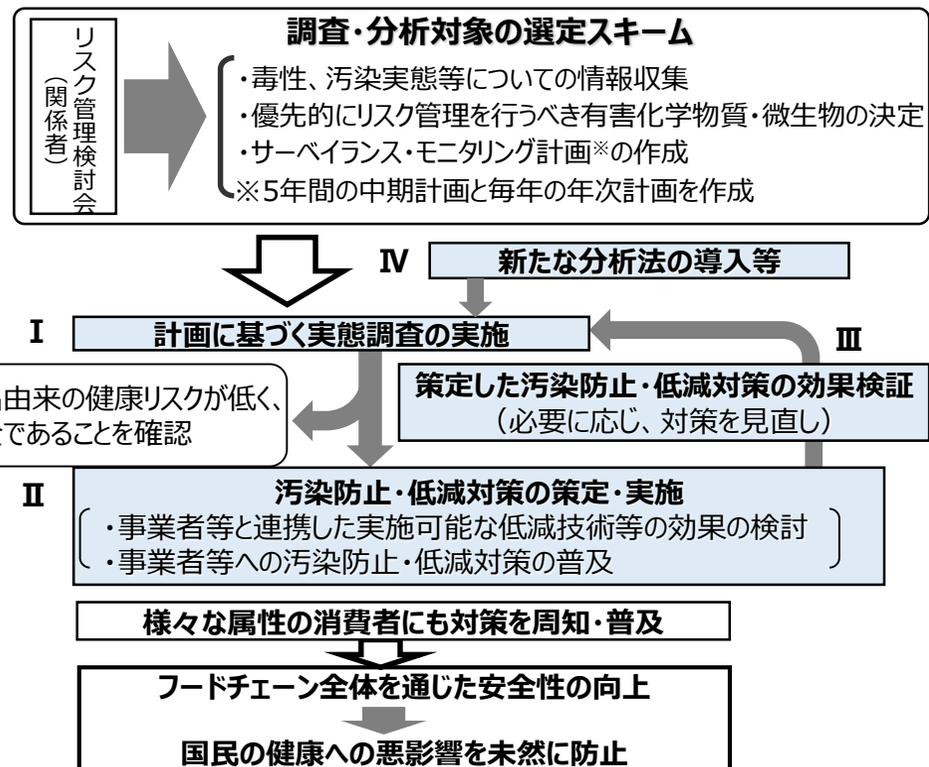
（※ 個別事業の詳細は次ページ以降）

（関連事業）

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進 1,354百万円の内数（新規）

国産二枚貝の安全性を向上させるため、国際的な衛生管理基準に整合した方策を検証・普及します。

＜事業の流れ＞



食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

農産物・加工食品の安全性向上措置の検証

【令和2年度予算概算決定額 消費・安全対策交付金 3,020 (2,017) 百万円の内数】

<対策のポイント>

都道府県等が有害化学物質・有害微生物のリスク管理措置を導入するにあたり、**地域の実態把握の取組や実態に即した有効性・実行可能性の現場での検証**を推進します。

<政策目標>

国産農産物・加工食品の安全性向上のための**産地における有害化学物質・有害微生物を低減する取組**の拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

農産物・加工食品中の有害化学物質・有害微生物のリスク管理措置の検証

- ① **有害化学物質・有害微生物の実態把握のための調査**を支援します。
(コメ中のヒ素の実態把握のための調査については、2年間に限り定額(100万円上限)を支援【拡充】)
- ② **低減対策の評価・検証のための協議会開催**を支援します。
- ③ 農産物・加工食品を汚染する**有害化学物質・有害微生物を低減する効果が期待される技術的な対策等**(汚染リスク推定技術、吸収・生成抑制技術、貯蔵管理や製造技術等)の**有効性・実行可能性を検証する取組**を支援します。
- ④ 地域やフードチェーン全体で効果的に対策に取り組めるよう、選果・調製等の衛生管理に関する**専門家指導や講習会等の開催・参加**を支援します。
- ⑤ 農用地土壌汚染防止法に基づく対策計画策定に当たって、**必要な調査等の実施**を支援します。

地域の農産物・加工食品をより安全なものにしませんか？

食品の安全に悪影響を及ぼすものは・・・

- ✓ 有害化学物質(ヒ素、鉛、ガドミウム、かび毒、多環芳香族炭化水素類等)
- ✓ 有害微生物(腸管出血性大腸菌O157、サルモネラ等)

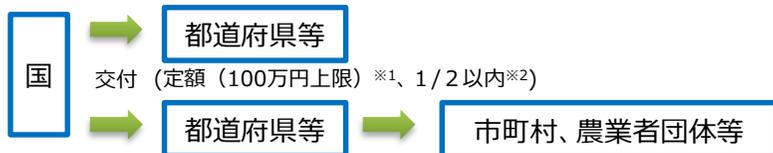
都道府県・市町村・農業者団体

- 地域の農産物・加工食品の安全性を調査し、もっと向上させたい。
- 低減技術について、地域で取り組めるか確かめたい。
- 地域全体で取り組むために専門家の指導を受けたり、講習会に参加したい。

国が県や生産者が取り組む費用を支援

<事業の流れ>

交付(定額(100万円上限)※1、1/2以内※2)



※1・・・①のうちコメ中のヒ素の場合 ※2・・・①(※1を除く)、②、③、④、⑤

地域における農産物・加工食品の安全性が向上し、
わが国の食品の安全性向上！
(国際的な安全基準をクリアできれば、販路拡大につながる)

<対策のポイント>

- 病害虫の我が国への侵入・まん延を防止するため、植物検疫の充実強化を図ります。
- 輸出解禁品目の増加に伴って必要になる集荷地・栽培地検査等の輸出検査をより一層機動的に実施します。

<政策目標>

- 農産物の病害虫の侵入・まん延防止
- 我が国の農産物の円滑かつ安定的な輸出に寄与

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 重要病害虫の水際侵入防止強化（事務費）【新規】

我が国への輸入農産物の品目の増加及び輸送手段の多様化に伴い、病害虫が我が国へ侵入する可能性が高まっていることから、空港や国際郵便局における違法な持ち込み事案への対応を厳格化するとともに旅行者への効果的な声かけを実施します。

重要病害虫の水際侵入防止強化



携帯品の輸入検査



郵便物の輸入検査

2. 輸出検疫の総合対策（事務費）【拡充】

我が国の農産物の輸出拡大に向けた輸出解禁協議の迅速化に伴い、輸出解禁品目が増加しており、集荷地・栽培地検査等が必要となるため、植物防疫官及び植物防疫員等による輸出検査対応を強化します。

輸出検疫の総合対策



りんごの集荷地検査



りんごの栽培地検査

<対策のポイント>

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の監視・早期診断体制を整備します。

<政策目標>

①家畜の伝染性疾病の検査用試薬の製造・配布、②診断・防疫措置・原因究明を目的とした病原体の収集・性状解析、③家畜の伝染性疾病の診断体制強化、④全国の家畜保健衛生所等（168か所）における検査精度を向上〔令和2年度まで〕、⑤野生動物を対象とした家畜の伝染性疾病の調査・監視体制の整備

<事業の内容>

1. 家畜伝染病検査・監視体制整備推進事業〔拡充〕

- ① 家畜の伝染性疾病の病原体の収集・分析及び検査用試薬等の製造・配布
ASF（アフリカ豚コレラ）、口蹄疫、鳥インフルエンザの防疫上重要な疾病の診断体制の整備に資するよう、防疫及び原因究明を行うために必要となる病原体の収集・保管、遺伝情報、病原性等の性状解析、疫学的分析等を実施するほか、家畜保健衛生所が的確な診断を行う際に用いる検査用試薬の製造及び配布を行います。
- ② 家畜の伝染性疾病の診断体制強化
口蹄疫について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

2. 野生動物監視体制整備事業〔継続〕

- 捕獲された野生動物等から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、CWD、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の感染状況を調査します。

3. 家畜疾病診断信頼性向上緊急対策事業〔継続〕

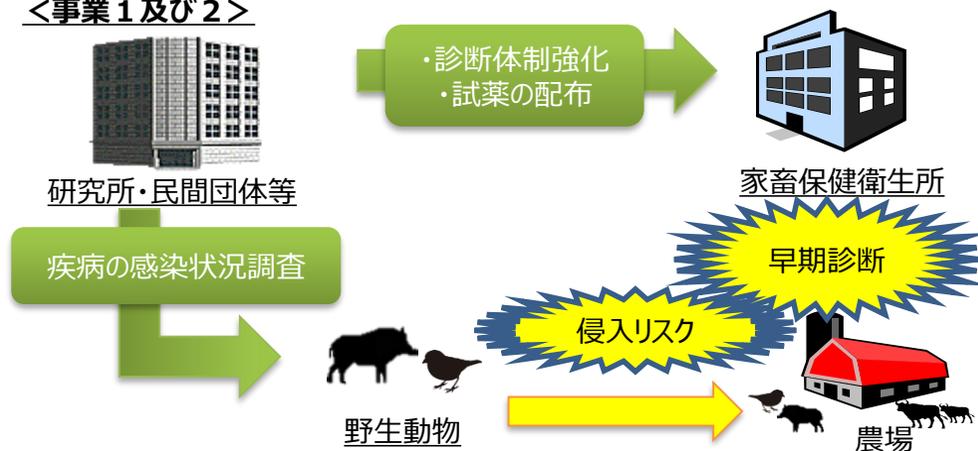
- 全国の家畜保健衛生所等（168か所）に対して外部精度管理調査を実施するとともに、精度管理に関する講習会を開催します。

<事業の流れ>

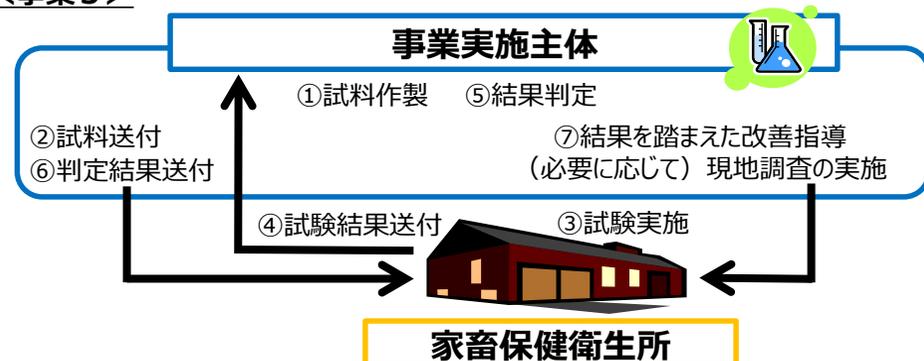


<事業イメージ>

<事業1及び2>



<事業3>



3 輸出を行う事業者に対する支援

<対策のポイント>

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に基づき、輸出に取り組もうとする**生産者等への輸出診断、コミュニティ形成、産地形成に必要な計画策定等支援**及び**同計画に基づくソフト・ハード面の支援事業**における採択への優遇措置、国際的な認証取得・更新等への支援、輸出の深掘りを進めるための**商社支援等**により**グローバル産地形成を支援**します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. GFPグローバル産地づくり強化対策

① GFPグローバル産地計画策定等の支援

グローバル産地形成を具体的に進めるための計画策定、生産体制の確立、事業効果の検証など、産地形成を本格的に進める準備の取組を支援します。

<関連事業>（優先採択等の優遇措置を実施）

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- ・食料産業・6次産業化交付金
- ・水産基盤整備事業
- ・浜の活力再生・成長促進交付金 等

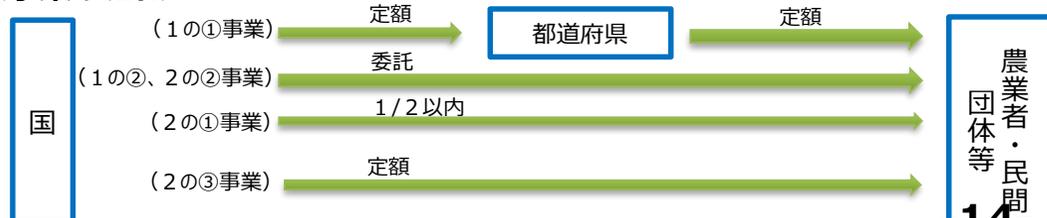
② GFPコミュニティの形成、輸出診断、新たな商社支援等

生産者等への輸出診断や、Web上での交流会によるGFP登録者のコミュニティ形成を行うなど意欲ある生産者等に重点的なサポート・情報を提供します。また、生産者と輸出を行う商社等との連携強化などの取組を支援します。

2. 輸出先国の規制に係る課題解決・国際的な認証取得等の支援

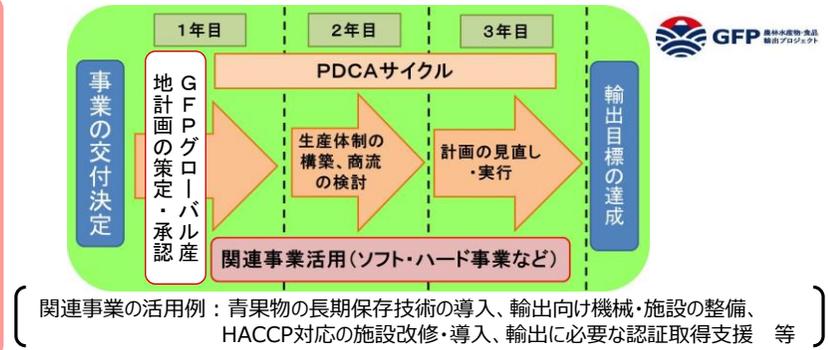
輸出の際に求められる食品安全に係る認証等の証明書や水産エコラベルの国内外への普及、植物検疫上の課題解決等に向けた取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. GFPグローバル産地計画策定等の支援



2. 輸出先国の規制に係る課題解決・国際的な認証取得等の支援

① 国際的な認証取得・更新等への支援

輸出を拡大するために輸出先国・地域が求める食品安全に係る認証等の証明書取得、検疫条件への対応等の取組を支援します。

② 輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援

植物検疫条件や残留農薬基準等の輸出先国の規制・条件に合致した農産物を輸出するため、産地が抱える課題の解決に向けた植物検疫分野等の専門家による支援を実施します。

③ 日本発の水産エコラベルの普及推進に係る支援

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業によって生産されていることを示す、日本発の水産エコラベルの国内外への普及に向けた取組を支援します。

GFPグローバル産地づくり推進事業における関連事業の優遇措置等（令和2年度当初）

ソフト事業

- 1 海外需要創出等支援対策事業 27.6億円の内数**
輸出拡大が期待される分野・テーマについて海外市場の開拓・拡大への取組を支援。（要件緩和）
- 2 施設認定等検査支援事業 13.5億円の内数**
輸出先国規制に対応する環境整備を支援。（優先採択）
- 3 植物品種等海外流出防止総合対策事業 1.4億円の内数**
グローバル産地で取り組もうとする新品種について、海外への流出や無断栽培を防止するため、海外における品種登録を支援。（優先採択）
- 4 持続的生産強化対策事業 19.4億円の内数**
 - ① 時代を拓く園芸産地づくり支援**
水田農業における高収益な園芸作物の導入・産地化を支援。（優先採択）
 - ② 果樹農業生産力増強総合対策**
果樹の労働生産性を抜本的に向上させたモデル産地の育成のため、まとまった面積での省力樹形及び機械作業体系の導入を支援（優先採択）
 - ③ 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進**
茶の改植や有機栽培等への転換、消費者・実需者ニーズの把握・商品開発等の生産から消費までの総合的な取組を支援。（優先採択）
 - ④ 次世代国産花き産業確立推進**
花き産業関係者が一体となった生産から流通・消費拡大に至る一貫した取組を支援。（優先採択）
 - ⑤ GAP拡大推進加速化**
持続可能な農業構造の実現を図る観点から、国際水準GAPの取組の拡大を図るために必要な取組を総合的に支援。（優先配分）
 - ⑥ 生産体制・技術確立支援**
生産者や実需者をはじめとする関係者が連携した新品種・新技術の導入促進の取組を支援。（優先採択）
- 5 中山間地農業ルネッサンス推進事業 2.5億円の内数**
中山間地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援。（優先採択）
- 6 有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業 1.8億円の内数（補正予算）**
EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、有機JAS認証及びGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の取得や商談等の取組を支援。（優先採択）

ハード事業

- 1 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 200億円の内数**
産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援。（優先採択）
- 2 食料産業・6次産業化交付金 23億円の内数**
 - ① 6次産業化施設整備**
6次産業化・地産地消法等の認定を受けた農林漁業者等による加工・販売施設等の整備を支援。（優先採択）
 - ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設の整備**
輸出先のニーズに対応したHACCP等の基準を満たすため、食品製造事業者等の施設の改修及び新設を支援。（優先枠の設定）
- 3 農業農村整備事業等〈一部公共〉 4,283億円の内数**
農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の改修・統廃合等を支援。（優先採択）
- 4 林業成長産業化総合対策 12.9億円の内数**
川上と連携して木材の安定的・効率的な供給に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。（優先採択）
- 5 合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策 200億円の内数**
輸出の可能性の高い木材製品やきのこと等の生産施設の整備を支援。（優先配分）
- 6 浜の活力再生・成長促進交付金 20億円の内数**
漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」に位置付けられた共同利用施設等の整備等を支援。（優先採択）
- 7 水産基盤整備事業〈公共〉 71.1億円の内数**
水産物集出荷機能の集約・強化や輸出促進に向けた衛生管理対策、養殖適地の確保などを支援。（優先採択）

※優先採択とは、審査に当たってのポイントの加算等

<対策のポイント>

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を国内外に普及するとともに、国際取引を含めた水産エコラベルの活用による国産水産物消費拡大の取組を推進します。

<政策目標>

- ・日本発の水産エコラベルの生産段階認証の認証数（150件 [令和4年度まで]）
- ・農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. 国際的に通用する規格・認証に係るガイドライン等の作成

認証規格を分かりやすく解説する、事業者向けの漁法・養殖方法・魚種別のガイドライン等を策定します。

2. 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組

- 国際機関等への働き掛け
- 認証取得者の持続可能性に配慮した取組の紹介
- イベント（説明会、展示会・見本会等）の開催・出展
- 国内の水産エコラベル認証水産物を直接世界に情報発信するグランドミーティングの開催

3. 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組

- 認証取得を希望する事業者向けコンサルティングの実施
- 認証審査員等向け研修会の開催



マリン・エコラベル・ジャパンのロゴマークが貼付された商品の写真

<事業の流れ>



<事業イメージ>

日本発の水産エコラベルの推進

- ・我が国の実態に応じたガイドライン策定
(例)エビ養殖用、店内加工用 等



水産エコラベル認証の普及

国内外の認知度の向上

- ・国際機関等との連携
- ・イベント開催・出展
- ・グランドミーティングの開催
- パネルセッション、商談会等



認証取得の促進

- ・コンサルティングの実施
- ・認証審査員の増加



国産水産物の消費拡大

<対策のポイント>

加工食品等の輸出拡大により、6次産業化市場規模の拡大を図るため、**食品製造事業者等の施設の新設**（かかり増し経費）及び**改修、機器の整備**を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）
 6次産業化の市場規模拡大（7.1兆円「平成29年度」→10兆円「令和2年度」）



<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 支援対象となる取組

- 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設（かかり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費を支援します。
 - ・HACCP及びISO、FSSC、JFS-C等の規格を満たす施設
 - ・輸出可能な添加物を使用した製造ライン
 - ・海外が求める有機製品の製造ライン 等
- 施設整備を一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサル費等の経費（効果促進事業）を支援します。

2. 事業実施主体（助成対象者）

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等
 （農林漁業者が製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）



<事業の流れ>



エアシャワー等の衛生管理設備の導入



有害な微生物が産生する毒素を安全なレベルまで取り除く殺菌機の導入



温度管理を要する装置・設備の導入



有機食品の製造ライン（茶葉→荒茶への製造ライン）

【お問い合わせ先】

食料産業局輸出促進課 (03-6744-7172)
 水産庁加工流通課 (03-3591-5613)

<対策のポイント>

- 産地の収益力強化と担い手の経営発展のため、産地・担い手の発展の状況に応じて必要な農業用機械・施設の導入を切れ目なく支援します。
- 地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するための新たな生産事業モデルの育成を支援します。

<政策目標>

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（145万トン〔令和12年度まで〕）
- 1中央卸売市場当たりの取扱金額の増加（695億円〔平成28年度〕→719億円〔令和6年度まで〕）
- 意欲ある担い手の育成・確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域の創意工夫による産地競争力の強化と担い手の経営発展の推進

【都道府県向け交付金】

① 産地基幹施設等支援タイプ

- ア 産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援
- イ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なおストックポイント等の整備を支援

② 先進的農業経営確立支援タイプ

広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援

③ 地域担い手育成支援タイプ

- ア 農業者の経営基盤の確立や更なる発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援
- イ 小規模・零細地域における、意欲ある経営体の共同利用機械・施設の導入を支援

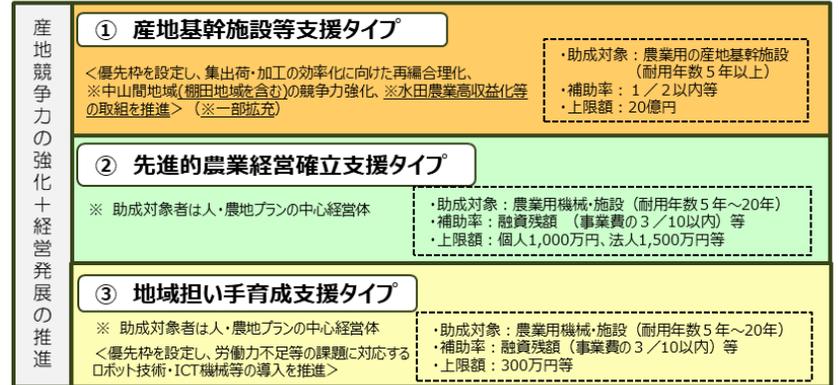
2. 生産構造の急速な変化に対応するための新たな生産事業モデルの確立【国直接採択】

拠点となる事業者が連携する生産者の作業支援など様々な機能を発揮しつつ、安定的な生産・供給を実現しようとする新たな生産事業モデルの育成を支援

【関連】食肉流通再編・輸出促進事業

和牛の増頭、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出の拡大を図るため、家畜市場、食肉処理施設の再編合理化による施設の機能高度化を支援

【都道府県向け交付金】

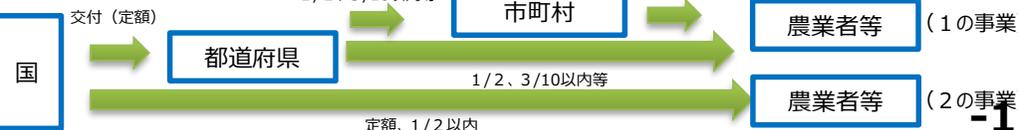


人・農地プランの実質化の推進と連携

【国直接採択】



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】
 (1 ①ア、2の事業)
 (1 ①イの事業)
 (1 ②、③の事業)

生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 食料産業局食品流通課 (03-6744-2059)
 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

<対策のポイント>

国民に安心して高品質な水産物を安定的に供給し、また、水産業の成長産業化を実現していくため、**産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した漁港や漁場の整備を推進**します。併せて、災害に強い漁業地域の実現に向けて、**漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策等を推進**します。

<政策目標>

- 水産物の品質向上や出荷安定（流通拠点漁港での水産物取扱量の50%について新たに品質向上等を実現 [令和3年度まで]）
- 災害発生時の水産業早期回復体制の構築（30%の流通拠点漁港において実現 [令和3年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 水産物の流通効率化や生産性向上のための基盤強化対策

- 水産物の流通効率化に向けて、**拠点漁港における水産物の集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策**などの流通機能強化対策を推進します。
- 養殖業等の水産物生産の中核的な地区において、**養殖適地の確保**などの生産機能強化対策を推進します。
- 水産資源の回復を図るため、海域全体の生産力の底上げを目指した広域的な水産環境整備を推進します。
- 上記にあわせ、生産・流通活動の効率化を図るため、**漁港・市場における情報通信施設の整備や漁場観測施設の設置**を推進します。

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

- 大規模地震・津波や激甚化する台風・低気圧災害に対応するため、岸壁等**漁港施設の強化対策**を推進します。
- 漁港施設の**長寿命化対策**とあわせて、既存ストックの増養殖場への有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制を図ります。

流通・生産機能の強化対策



集出荷機能集約・強化と衛生管理に対応した岸壁と荷さばき所の一体整備



大規模養殖の展開を可能にする静穏水域等の造成

水産資源の回復対策



資源管理と連携した広域的な水産環境の整備

漁港施設の防災・減災対策



耐震強化岸壁等の施設の地震・津波対策



台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進

漁港ストックの有効活用



漁港施設の計画的な長寿命化対策

<事業の流れ>



<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携推進、水産業のスマート化の推進等の取組を支援**します。

<政策目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

- 浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、漁業等への参入を希望する企業等と漁村地域とのマッチング等を支援**します。

2. 水産業強化支援事業

- 漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、コスト削減・作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗放流、環境整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁港漁場の機能高度化、漁業地域の防災減災等に必要の整備を支援
- ・産地市場の電子化や生産コストの削減、作業の軽労化等に必要の施設・機器の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



種苗生産施設



津波避難タワー



荷受け情報の電子化

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、生産履歴の記録等の取組を支援
- ・地域資源の活用推進、災害の未然防止、被害の拡大防止、ハザードマップ作成等を支援

4 海外需要の創出・拡大・商流構築

＜対策のポイント＞

「農林水産物の輸出力強化戦略」等の着実な実施に向け、JFOODOによる戦略的マーケティングの強化、JETROによる輸出に取り組む事業者等に対するマッチング支援や個別相談対応、分野・テーマに応じた海外市場開拓への支援等を行い、国産農林水産物・食品の輸出を促進します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 戦略的輸出拡大サポート事業

- ① 国・地域及び品目を絞り込み、売り込むべきメッセージを明確にしたJFOODOによる重点的・戦略的プロモーションを支援します。
- ② 国内外の商談会の開催、海外見本市への出展支援、セミナー開催、専門家による相談対応等、JETROによる総合的支援を実施します。
- ③ 輸出拡大が期待される具体的な分野・テーマについて、団体・民間事業者等による海外市場の開拓・拡大への取組を支援します。

2. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。

3. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

- ① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成を支援します。
- ② 日本食・食文化の発信拠点(日本産食材サポーター店等)の拡大を推進します。
- ③ グローバルイベント等を活用し日本食・食文化を発信します。

JFOODOによるプロモーション



水産物バス広告



現地イベントへの出展



海外見本市での商談



セミナー

JETROによる事業者サポート



青果物の販売促進活動



日本産花きの総合展示・PR



水産物のPRセミナー



総理によるトップセールス



海外料理学校との連携



海外日本食材使用レストランとの連携

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 食料産業局輸出促進課 (03-6744-7045)
 (3の事業) 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-0481)

<対策のポイント>

日本産農林水産物・食品を輸出する取組と併せて日本食・食文化の魅力を世界に発信することで、日本産農林水産物・食品に対する興味・関心を高め、購買行動につなげる仕組みの構築等を推進します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

- ① 日本料理講習会・セミナー等の開催による人材育成
- ② 海外料理学校等を活用した人材育成
- ③ 日本食・食文化普及人材育成（外国人料理人招へい研修）
- ④ 日本料理の調理技能認定推進支援 等

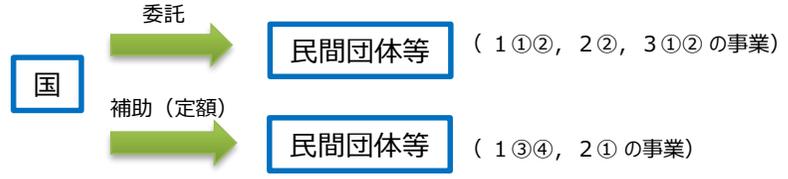
2. 日本食・食文化の発信拠点拡大事業

- ① 日本産食材サポーター店認定推進支援
- ② ポータルサイトを活用した魅力発信 等

3. グローバルイベント等における日本食・食文化発信事業

- ① トップセールス等による魅力発信
- ② グローバルイベント等と連携した日本食・食文化発信

<事業の流れ>



<事業イメージ>



1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

日本産品や日本食・食文化の魅力を発信し、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際にパートナーとなり得る人材を育成。



2. 日本食・食文化の発信拠点拡大事業

日本産食材サポーター店等を日本食・食文化の発信拠点として活用し、海外での日本産食材の需要拡大を図り輸出を促進。



3. グローバルイベント等における日本食・食文化発信事業

国際的な大規模イベントや総理・農林水産大臣等が出席する国際会議等で日本食・食文化や日本産食材の魅力を発信。



<対策のポイント>

日本食・食文化への関心の高まりや農林水産物・食品の輸出増大をインバウンドの拡大につなげ、多くの訪日外国人の経験を通じ、更に日本産食材の評価を高めるといった好循環を構築するため、地域の「食」の魅力を磨き上げ、農山漁村の食・食文化を一体的なブランドとして海外に発信する取組を支援します。

<政策目標>

インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数4,000万人、旅行消費額8兆円〔令和2年まで〕）

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

- 全国各地の多様な農林水産物・食品や食文化、景観等の魅力を発掘し、**地域特有のストーリー**を海外に発信する取組を支援します。
- こうした取組を通じ、**地域の食・食文化の海外におけるブランド力を強化し、日本産食材の評価を高め、インバウンドの拡大や輸出増大につなげていきます。**

<事業イメージ>

地域資源の発掘・磨き上げ



地域特有の歴史的なストーリー

農林水産業によって生み出される**地域の食**

食や農林水産業に関連のある**地域資源**



パッケージにして海外へ発信



農山漁村へ訪日旅行客を呼び込み



農山漁村の食体験



<事業の流れ>



訪日外国人4,000万人（令和2年）、旅行消費額8兆円（令和2年）
農林水産物・食品の輸出額の拡大 2020年以降のポスト1兆円目標

＜対策のポイント＞

付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、日本産木材を利用した木造住宅等の輸出促進、企業間の連携によるモデル的な輸出の取組支援、海外での日本産木材製品の普及・PRの取組を推進します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 日本産木材を利用した木造住宅等輸出促進事業

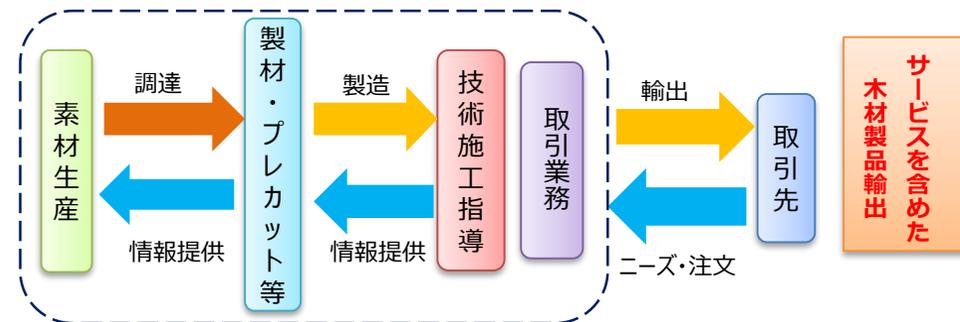
- 日本産木材を利用した木造住宅等の輸出促進を図るため、輸出向け製品の品質基準や表示など規格化に向けた環境整備、国内外での技術講習会等の開催、輸出先国の法令や規制等の状況を踏まえた設計・施工マニュアルの作成の取組を支援します。



【技術講習会（実技、座学）の開催】

2. 企業連携型木材製品輸出促進モデル事業（拡充）

- 企業連携によるモデル的な木材輸出の取組の募集・選定、選定したモデル的な取組への支援、成果報告会の開催の取組を支援します。



【企業連携型輸出のイメージ】

3. 日本産木材・木材製品の普及・PR

- 既存のモデル住宅やモデルルーム等を活用したPR活動や、新たな輸出先国の開拓に向けた木材製品の輸出促進活動（セミナーの開催等）の取組を支援します。



【既存のモデル住宅等を活用したPR活動】

【セミナーの開催】

＜事業の流れ＞



<対策のポイント>

産地水産加工業の中核的人材育成や浜プランとも連動した生産性向上の取組を支援するほか、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築を支援します。また、漁獲から加工・流通段階までの漁獲情報等を伝達する漁獲証明システムの開発・実証等を行います。

<政策目標>

魚介類（食用）の消費量の増加（46.4kg/人年 [令和9年度まで]）

<事業の内容>

1. バリューチェーン連携推進事業

- 生産と加工・流通が連携し水産バリューチェーン全体で生産性を向上させる取組を一体的に支援します。また、漁獲情報等を改ざんへの耐性が高い状態で伝達・証明するシステムの開発・実証等を行います。

2. 流通促進・消費等拡大対策事業

- 加工・流通業者等が、加工原料を新たな魚種に転換する取組や単独では解決困難な課題を連携して対処する取組、輸出を促進する取組を支援します。あわせて、消費者への魚食普及、国産水産物・加工原料の安定供給を支援します。

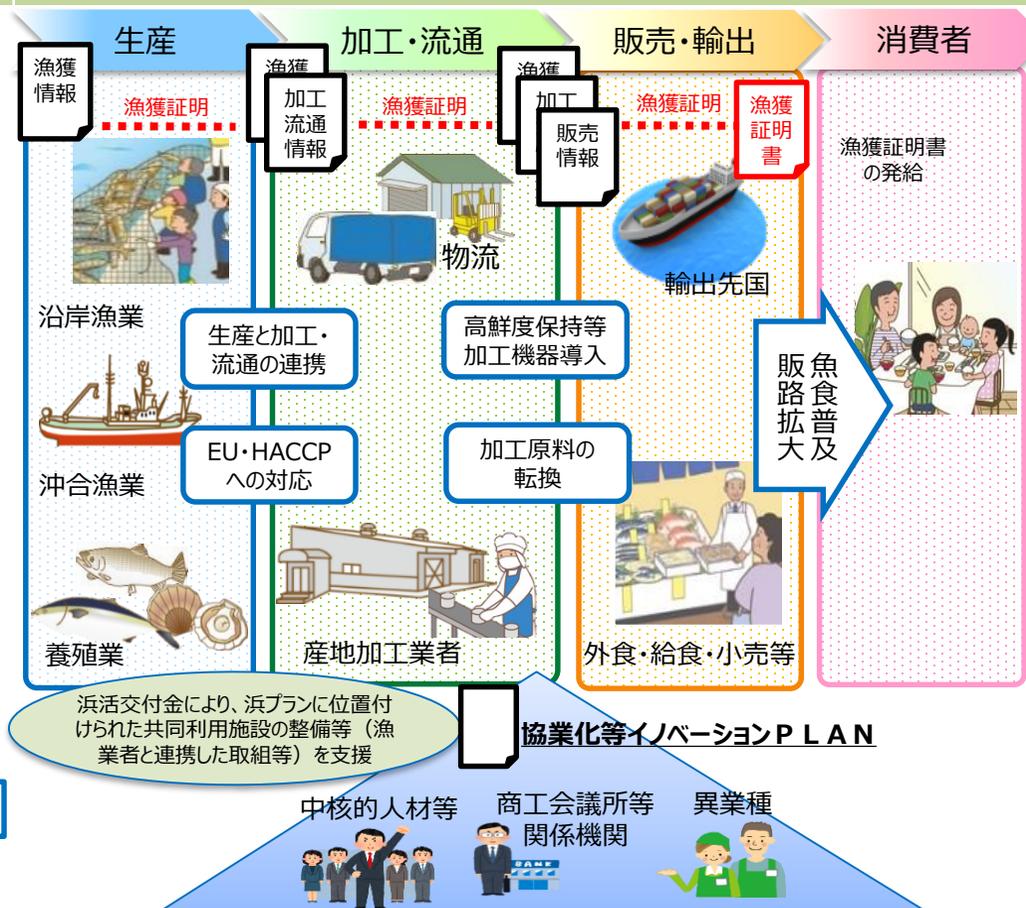
3. 産地水産加工業イノベーションプラン支援事業

- 個々の加工業者だけでは解決困難な課題に対応するため、産地の水産加工業の中核的人材育成に必要な専門家の派遣、研修会開催等を支援します。また、関係機関や異業種と連携して課題解決に取り組むための計画の検討・作成を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



5 知的財産の流出防止、食産業の海外展開等

<対策のポイント>

地理的表示 (GI) 保護制度の活用及びGIの海外との相互保護実現のため、**GIの登録申請、展示会の開催を通じた制度の普及を支援するとともに、海外における模倣品の実態調査を踏まえ、海外における我が国GI製品の保護・侵害対策を支援します。**

<政策目標>

地理的表示製品の国内登録数の拡大 (200製品 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業

国内外におけるGI登録申請、海外での侵害対策、展示会の開催等を支援します。

① GI保護制度の推進

GIの申請を支援する窓口 (GIサポートデスク) を設置します。
 また、海外でのGI申請・登録やGI名称の不正使用への対応を支援します。

② 地理的表示保護制度理解促進

GI製品の紹介やGI保護制度の認知度向上のための展示会の開催を支援します。

2. 地理的表示保護制度活用総合推進委託事業

海外でのGI製品の名称等を監視し、世界に向けて我が国GI製品の情報発信を行います。

① 海外知的財産保護・監視委託事業

海外での我が国GI製品の模倣品やGI製品の名称を監視します。

② GI製品情報発信委託事業

国内外の事業者及び消費者に向けて、GI製品の魅力を複数言語で発信します。

<事業イメージ>

【GIの登録推進・普及促進】

1 ①GI保護制度の推進

GI保護制度活用支援窓口 (GIサポートデスク) の設置



1 ②地理的表示保護制度理解促進

GIフェスティバルの開催



2 ②GI製品情報発信委託事業

国内外に日本のGI製品の魅力をHPで発信



【海外でのGI侵害対策を通じた我が国食料産業のグローバル化を促進】

2 ①海外知的財産保護・監視委託事業

農林水産知的財産保護
 コンソーシアム
 ・GI不正使用の監視
 ・模倣品調査

不正
 使用
 発見!

1 ①海外でのGI保護・侵害対策

海外でのGI保護のため、
 ・GIの海外への申請等を支援
 ・GI侵害対策に必要な経費等を支援

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農産物の輸出促進に向けた海外における我が国知的財産権の保護強化を図るため、**農業知的財産管理支援機関による情報収集や情報提供**により、品種開発者やグローバル産地が連携した我が国としての**一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策を支援**するほか、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた取組を支援します。

<政策目標>

海外における権利行使数の増加（200件〔令和10年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 海外における育成者権の取得及び保護・侵害対策

① 海外における育成者権の取得支援

海外において知的財産権として保護する必要がある優良な植物新品種について、海外の市場規模や侵害リスク情報等を収集し、品種開発者やグローバル産地に提供することで海外で必要な品種登録が行われるよう一元的に支援します。

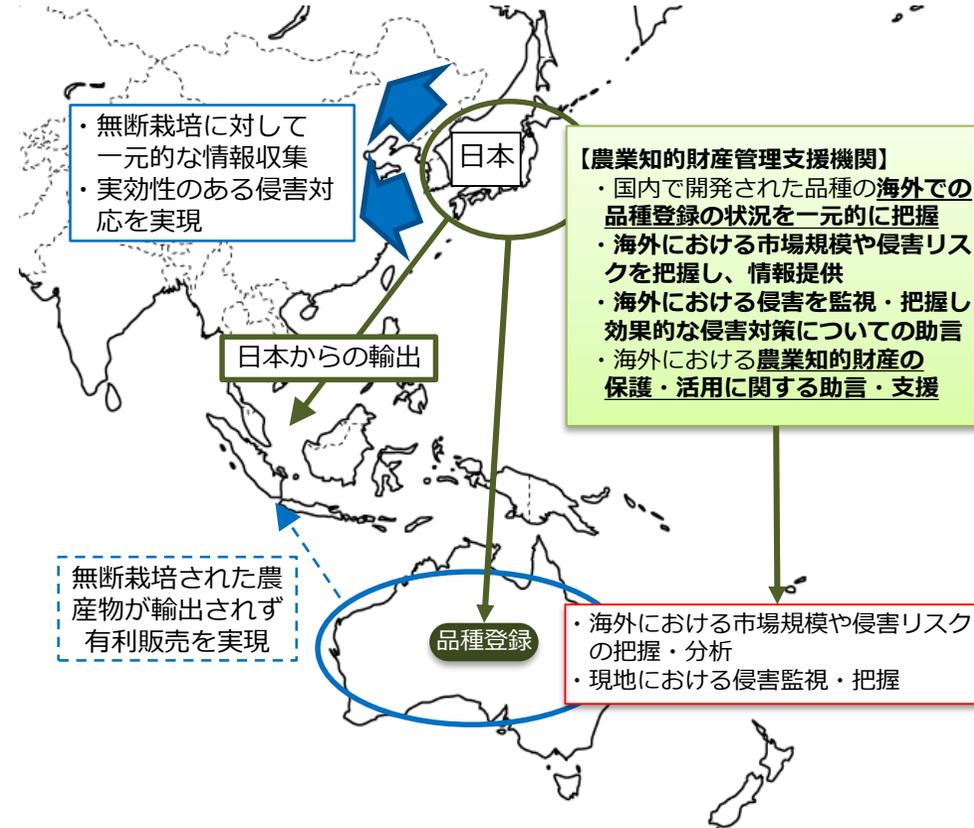
② 海外における優良品種の保護、侵害対策の強化

海外における登録品種の無断栽培の防止等のため、農業知的財産管理支援機関が一元的に海外の侵害状況を監視・把握し、品種開発者が行う権利行使を支援することにより実効性のある侵害対応を実現するための経費等を支援します。

2. 農業知的財産に関する相談窓口

農業知的財産管理支援機関に「知的財産相談窓口」を設置し、農業分野での特許・商標の取得及び活用に向けた助言、支援を実施します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

海外への我が国優良品種の流出・無断増殖を防止するため、**品種登録出願（育成者権取得）や侵害対応等に係る経費を支援**するとともに、品種保護に必要な技術的課題の解決、**東アジアにおける品種保護制度の整備を促進**するための協力活動等を推進します。

<政策目標>

農産物の輸出力強化につながる品種の海外への登録品種数の増加（100品種 [令和4年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（補助）

① 海外出願経費の支援

海外での品種登録が我が国農産物の輸出力強化につながる優良な植物品種について、海外への品種登録出願に係る経費を支援します。

② 海外育成者権侵害対策

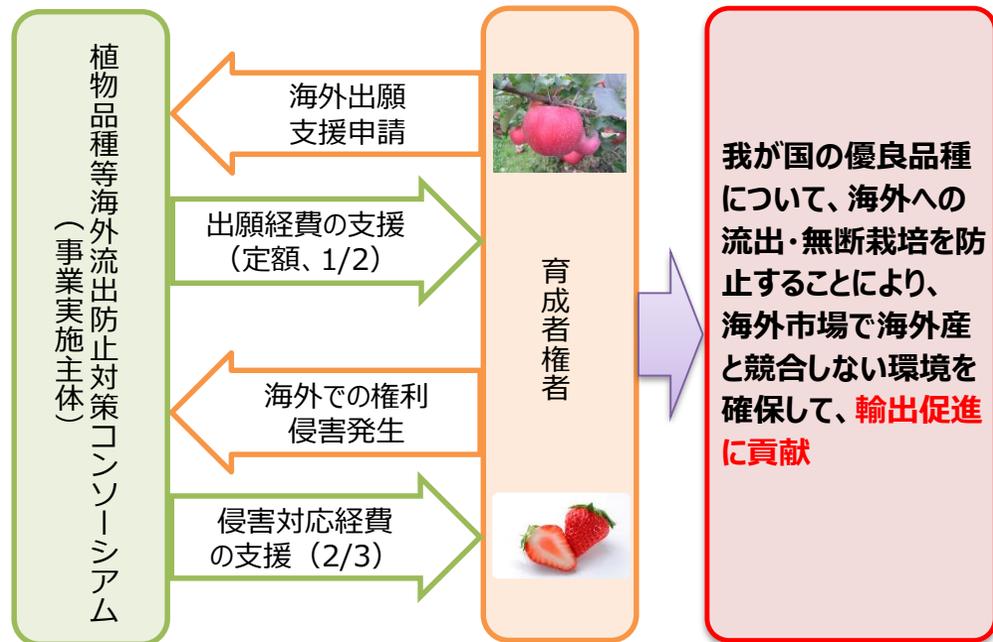
我が国で育成された品種の海外における育成者権侵害に対応するための調査・対策費用を支援します。

③ 種苗資源の保護

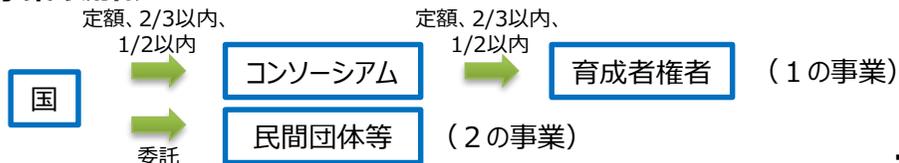
種苗生産の維持が困難となっている伝統野菜等の優良品種の種苗資源を保存する取組を支援します。

2. 植物品種等海外流出防止総合対策事業（委託）

海外における植物品種保護等を促進するため、品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジアにおける品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の国際化、普及等を推進し、食品安全管理の取組向上と食品産業の競争力・輸出力強化を目指します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 国際標準化の推進

日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等が国際的に更に通用するものとなるよう、国際機関等との連携・調整等の取組を支援します。

2. 日本発の食品安全管理規格・認証スキーム活用拡大のための環境整備

(1) 規格・認証スキームの信頼性向上のための仕組みの構築

審査員・監査員等の育成及び力量向上のため、eラーニングシステムの仕組みの検討及び構築を支援します。

(2) 認証のモデル的实施

食品事業者が国際レベルの認証を取得する取組等を海外等でモデル的に実施し、広く周知することにより日本発の食品安全管理規格・認証スキームの活用拡大に向けて効果的な普及を行います。

<事業の流れ>



日本発食品安全管理規格策定推進事業

国際化の推進

規格・認証スキームの普及・信頼性の向上

<事業効果>

- 食品安全管理の取組向上
- 食品安全確保に要するコストの最適化
- 輸出促進・海外展開の環境整備
- 和食及び日本の食・食文化の海外発信
- 日本が世界の食品産業の基盤づくりに参画

<対策のポイント>

JASの戦略的な制定及び国際化を着実に推進することにより、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化を図ります。

<政策目標>

- 農林水産物・食品輸出額の拡大（令和2年以降のポスト1兆円目標）
- 新たなJASの制定（20以上〔令和2年度まで〕）

<事業の内容>

1. 国際化の出口を見据えたJASの制定

- 官民連携によるJASの制定に向けた技術的データの収集、関係者間の合意形成、規格文書の作成等
- 新たな社会的要請を踏まえたJAS案の提案促進に向けた市場動向等の調査等
- 新たなJASの認証に係る認証審査員等の育成

2. JASをベースとした国際規格等の制定

- 官民連携による国際規格等の制定に向けた各国との事前調整、国際規格文書の作成、国際機関への提案、提案後の関係国・機関との調整等
- 国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉等に精通した専門人材の育成

3. JASそのものの海外への浸透・定着

- 国内の規格・認証制度の整備・強化を予定する国に対し、JAS制度との調和が図られるよう必要なデータの提供等による働き掛け

<事業の流れ>



<事業イメージ>

国際化の出口を見据えたJASの制定

- JASの制定に至る各プロセスへの官民連携による対応
- 新たな社会的要請を踏まえたJAS案の提案促進
- 国際化への円滑移行に向けた国内認証体制の整備



JASの国際化プロセスの着実な実行

<JASをベースとした国際規格等の制定>

- 国際規格等の制定に至る各プロセスへの官民連携による対応



- 国際規格等の制定に係る専門人材の育成

<JASそのものの海外への浸透・定着>

- 外国制度とJAS制度の調和による円滑な輸出環境の整備



海外市場での取引の円滑化、海外製品等との差別化、市場の拡大・創造



我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力強化

＜対策のポイント＞

我が国食産業の海外展開を更に推進し、農林水産物・食品の輸出拡大等を図るため、グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）構築推進プランに基づき、GFVC推進官民協議会を通じて、情報提供から海外進出まで民間企業を一貫支援します。

＜政策目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

＜事業の内容＞

「GFVC構築推進プラン」(2019年12月)に基づき、企業の海外展開の加速化を図る。

＜事業イメージ＞

課題

- 世界の食市場拡大の中、我が国食産業の持続的発展を図る必要
- 民間企業の海外展開を強力に推進するための支援体制構築が必要

事業内容

GFVC推進官民協議会を通じた民間企業への一貫支援

- ・ 協議会を通じた情報収集及び民間企業への提供、相手国への政策提言、FVC構想等の策定、事業化可能性調査 等
- ・ 海外展開診断、マッチング等による支援体制構築



- ・ 途上国等における栄養改善ビジネスの推進、東京栄養サミット2020への対応 等

二国間政策対話等の開催

- ・ 我が国食産業進出の促進に向けた相手国への働きかけ 等

成果

- 我が国食産業の海外展開を推進
- 農林水産物・食品の輸出拡大、二国間関係の強化等への貢献

1. GFVC推進官民協議会を通じた情報収集から海外進出までの企業一貫支援

① 民間企業の海外進出を推進するため、GFVC推進官民協議会（450以上の企業・関係機関等で構成された官民連携のプラットフォーム）の運営を通じて以下の取組を実施します。

- ア 海外の農業・貿易投資環境に関する情報収集・発信
- イ 相手国への政策提言や具体的なFVC構想作成のための専門的調査
- ウ 事業化可能性調査、専門家の派遣・招へい 等

② より具体的な海外展開案件形成の促進に向け、新たに以下の取組を実施し、二国間対話も活用した企業への一貫支援を行います。

- ア 地方企業への情報提供の強化、有望分野での企業コンソーシアムの形成
- イ 海外展開診断、パートナー候補とのマッチング 等

③ 東京で開催予定の東京栄養サミット2020への対応を視野に、途上国等における栄養改善ビジネスの推進等の取組を支援します。

2. 二国間政策対話等の開催

二国間プログラムの策定や官民連携による相手国への働きかけ等を実施するため、二国間政策対話や官民フォーラム・セミナーの開催、官民ミッションの派遣等を実施します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房海外投資・協力グループ (03-3502-5913)
 食料産業局企画課 (03-3502-5742)
 生産局園芸作物課 (03-3593-6496)

<対策のポイント>

- 1兆円先の先を目指して更なる輸出拡大を図るため、**輸出を牽引する海外投資**を目指す、食関連事業者の取組を支援します。
2. **日露事業者が共同**で事業を実施し、**第3国への輸出拡大**を推進します。

<政策目標>

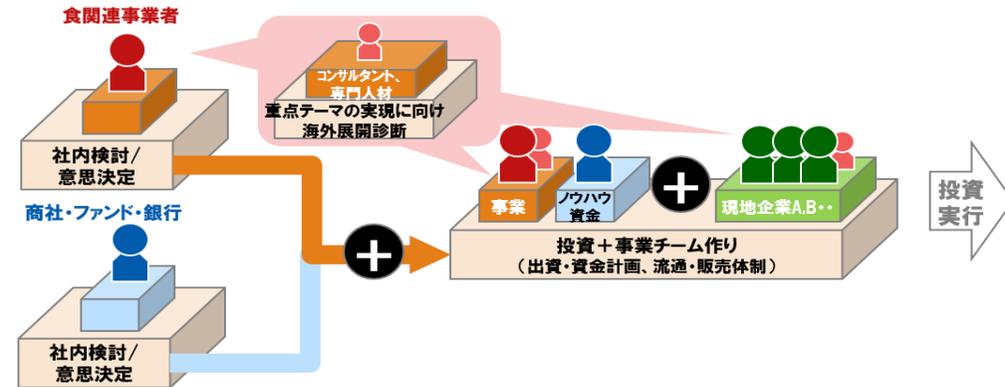
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円）

<事業の内容>

1. 輸出を牽引する海外投資の支援 <委託>

- 海外販売拠点や生産拠点を設けるなど、現地進出によって更なる輸出拡大に繋がる食関連事業者の「輸出を牽引する海外投資」の案件形成を行います。
具体的には、重点テーマを決めてベネフィットやコスト調査、運用実現に向けた情報収集、ノウハウの提供等「海外展開診断」を行い、商社・ファンド等のパートナー候補とのマッチングも進めながら、リーディング・ケース作りを推進します。

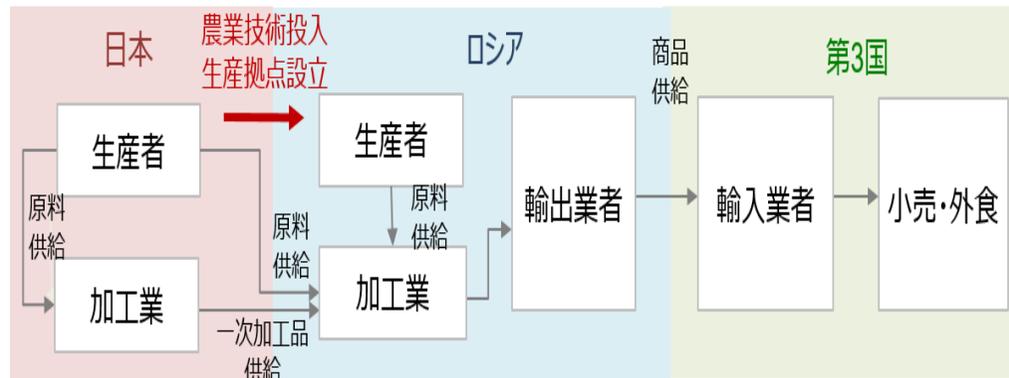
<事業イメージ>



2. 日露事業者による第3国への輸出拡大の支援 <補助>

- 現地事業の形成に必要な連携相手先の開拓、事業実施可能性調査への取組等を支援します。
(取組例)
日本からの原料や技術を用いて、ロシア産農林水産品・商材と一緒に加工することで、新規商材等の共同開発を行い、第3国への輸出拡大を目指します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

海外におけるインフラ受注において、我が国が**価格競争だけで他の競合国に勝つのは困難**となってきたことから、質の高い**食のインフラ輸出を推進**するため、生産、製造・加工、流通、消費の各段階における様々なフードバリューチェーン構築に係る**技術の優位性・パッケージ化**等に関する調査・検討を行います。

<政策目標>

我が国企業の海外展開の促進により、政府が取り組むインフラシステム輸出の拡大に貢献（約21兆円〔平成28年〕→約30兆円〔令和2年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

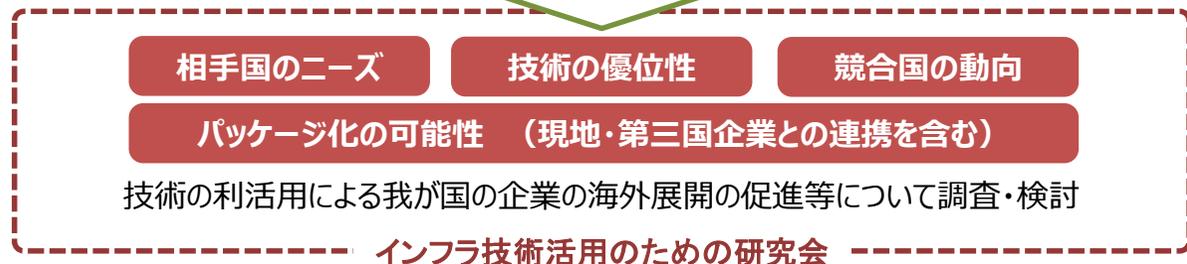
インフラ輸出技術利活用検討調査事業 17（17）百万円

○ 優位技術・パッケージ化の調査

我が国の**食のインフラに係る技術**について、現地調査や企業への聴き取り等を通じ、相手国のニーズ、我が国の**技術の優位性**、競合国の動向、**他の技術とのパッケージ化**（我が国の企業・ODAのみならず、現地・第三国企業との連携を含む）の可能性等を調査します。

○ インフラ技術活用のための研究会の開催

有識者によるインフラ技術活用のための研究会を開催し、我が国の食のインフラに係る**技術の優位性とパッケージ化**、当該技術の利活用による**食のインフラ輸出の推進**等について検討します。



<事業の流れ>



<対策のポイント>

中南米5カ国（ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビア、ペルー）の日系農業者等の若手世代の育成や日本の地方企業との農業ビジネス創出により、日本と中南米の農業・食産業分野の連携・交流の強化や、我が国の食産業の中南米進出等への貢献を図ります。

<政策目標>

- 研修修了者の8割以上が、5年以内に日系農業関係者のリーダー又はリーダー候補生となる。
- セミナーやビジネスマッチングに参加した研修修了者や中南米の企業から5者（社）以上が、事業終了後5年以内に日本の地方企業のパートナーとなる。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中南米の日系農業者等との連携交流

- ① 日系農業者団体に加え、同団体に属さない日系農業者や日系の食産業関係者を交えた連携強化会議を開催し、組織間の連携を強化します。
- ② 連携強化会議に併せて、若手農業者等を対象にした交流会議を開催します。



日系農業者等との連携交流（連携強化会議）

2. 次世代リーダーとなる若手農業者等の育成

- ① 若手農業者等や日系農協の女性農業者を対象に、日本に招へいして高付加価値化や6次産業化等について座学と実習を通じた研修を実施します。
- ② 日本人専門家を中南米に派遣し栽培技術等について研修を実施するとともに、中南米における農業先進地等の視察を実施します。



日本招へい研修
（ハウス栽培）



専門家派遣研修
（有機栽培用の土壌作り）

3. 日本の地方企業とのビジネス創出

- ① 中南米の県人会と繋がり深い都道府県との連携の下、研修で招へいした若手農業者等と地方公共団体や企業とのマッチングを実施します。
- ② 日本の地方企業を中南米へ派遣しビジネスセミナーを開催します。



ビジネス創出事業（ビジネスセミナー後の商談）

<事業の流れ>



安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業

【令和2年度予算概算決定額 635（490）百万円】

＜対策のポイント＞

食品安全、動物衛生、植物防疫等の問題発生への未然防止や発生後の被害拡大防止のため、行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンスに属する研究）を、内容に応じて柔軟に規模や期間などを選択して実施します。

＜政策目標＞

本研究で得られた科学的知見を食品安全・動物衛生・植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農畜水産物の国内外への安定供給が可能となり、輸出促進にも貢献します。

＜事業の内容＞

1. 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる大規模な研究を実施。

（研究費・研究実施期間）

- 研究費：課題ごとに設定
- 研究期間：原則5年

2. 短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、1～3年程度で成果が見込まれる比較的規模の小さい研究課題を短期的・機動的に実施。

（研究費・研究実施期間）

- 研究費：3,000万円以内/年
- 研究期間：原則3年以内

※ レギュラトリーサイエンス：科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡しする科学

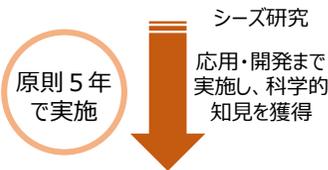
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

① 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から
応用・開発まで実施



ア 食品安全対応プロジェクト（研究課題例）
○ 省力的かつ現場で使い易いコメの無機ヒ素低減技術の開発
○ 畜産農場の食中毒菌に係る衛生管理対策の開発

イ 動物衛生対応プロジェクト（研究課題例）
○ 薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術の開発
○ 官民・国際連携によるASFワクチン開発の加速化及びCSFの新たな総合的防除技術の開発（新規）

ウ 水産防疫対応プロジェクト
○ 国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発

戦略的プロジェクト研究推進事業（R元年度予算）のうち「食品安全・動物衛生対応プロジェクト」及び「農業現場緊急課題対応プロジェクト」のうち「国内主要養殖魚の重要疾病のリスク管理技術の開発」で実施中の継続課題を組替

② 短期課題解決型研究

既存のシーズ等を活用して
緊急に必要な研究を実施



（研究課題例）
○ 堆肥中のクロピリドによる生育障害を防ぐための技術開発
○ 鳥インフルエンザにおける大腸菌等複合感染の影響の検証
○ 海外で発生中の植物病原菌の宿主範囲及び検定法に関する研究
○ 野生動物（イノシシ）用経口ワクチンの開発 など

安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究（R元年度予算）で実施中の継続課題を組替

【お問い合わせ先】 技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室（03-3502-0536）
消費安全局食品安全政策課食品安全科学室（03-3502-5722）